

平成23年 No.28

東京学芸大学学部学生交流規程等の一部を改正する規程

制定理由

大学間交流協定に基づく派遣学生および特別聴講学生に係る規程の所要の整備のため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成23年 7 月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学部学生交流規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成23年 7 月14日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成23年規程第20号

東京学芸大学学部学生交流規程等の一部を改正する規程

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

- (1) 東京学芸大学学部学生交流規程（平成 7 年規程第12号）
- (2) 東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程（平成 7 年規程第 8 号）

東京学芸大学学部学生交流規程の一部改正について

改正理由：大学間交流協定に基づく派遣学生および特別聴講学生に係る規程の所要の整備

改 正	現 行
〔省略〕 第2章 派遣学生 第3条 派遣学生を希望する者は、所定の願書により、別に定める期間内に、学長に願出しなければならない。 第4条 学生から前条の願出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願出があった場合は、学長は、国際交流委員会の議を経て、これを許可する。 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>第4条に規定する委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 〔省略〕 第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>第4条に規定する委員会</u>の議を経て、当該他大学等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。 〔省略〕 第3章 特別聴講学生 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、教務委員会の議を経て、学長が行う。<u>ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学の許可は、国際交流委員会の議を経て学長が行う。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成23年7月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 第2章 派遣学生 第3条 派遣学生を希望する者は、所定の願書により、別に定める期間内に、学長に願出なければならない。 第4条 学生から前条の願出があったときは、学長は、教務委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学等への派遣の願出があった場合は、学長は、国際交流委員会の議を経て、これを許可する。 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>教務委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 〔省略〕 第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>教務委員会</u>の議を経て、当該他大学等と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。 〔省略〕 第3章 特別聴講学生 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、教務委員会の議を経て、学長が行う。 〔省略〕

東京学芸大学大学院教育学研究科学生交流規程の一部改正について

改正理由：大学間交流協定に基づく派遣学生および特別聴講学生に係る規程の所要の整備

改 正	現 行
〔省略〕 第2章 派遣学生 第3条 派遣学生として、他の大学院の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書により、別に定める期間内に、学長に願い出なければならない。 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、国際交流委員会の議を経て、これを許可する。 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>第4条に規定する委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 〔省略〕 第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>第4条に規定する委員会</u>の議を経て、他の大学院と協議の上、履修の許可を取り消すことができる。 〔省略〕 第3章 特別聴講学生 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。<u>ただし、大学間交流協定に基づく外国人留学生の入学許可は、国際交流委員会の議を経て学長が行う。</u> <u>附 則</u> この規程は、平成23年7月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。	〔省略〕 第2章 派遣学生 第3条 派遣学生として、他の大学院の授業科目を履修しようとする者は、所定の願書により、別に定める期間内に、学長に願い出なければならない。 第4条 学生から前条の願い出があったときは、学長は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、これを許可する。ただし、外国の大学院の授業科目の履修を願い出た場合は、学長は、国際交流委員会の議を経て、これを許可する。 第5条 派遣学生の履修期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、学長は、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、履修期間の延長を許可することができる。 〔省略〕 第10条 学長は、派遣学生がその趣旨に反する行為等があると認められるときは、<u>大学院教育学研究科運営委員会</u>の議を経て、他の大学院と協議の上、履修の許可を取り消すことができる。 〔省略〕 第3章 特別聴講学生 第12条 特別聴講学生の入学の許可は、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て、学長が行う。